

掛川市「移動式赤ちゃんの駅」貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境の整備を図り、地域全体で子育てにやさしいまちづくりを推進するため、市内で開催されるイベントに「移動式赤ちゃんの駅」を貸し出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「移動式赤ちゃんの駅」とは、おむつ替え及び授乳ができるための、授乳用イスとおむつ替え台等を備えた持ち運びができるテントで、市が所有するものをいう。

(使用の承認)

第3条 移動式赤ちゃんの駅の借受を希望する者（以下「借受希望者」という。）は、次に掲げる書面を借受を希望する行事を所管する部署（以下「所管部署」という。）を経由して（所管部署がない場合にあつては、直接）市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 「移動式赤ちゃんの駅」使用承認申請書（様式第1号）
- (2) 「移動式赤ちゃんの駅」借受に係る誓約書（様式第2号）（借受希望者が市職員以外の者である場合に限る。）
- (3) 借受を希望する行事の概要が分かる資料

(使用承諾基準)

第4条 市長は、前条の申請があつた場合、速やかにその内容を審査し、その内容が次の各号のいずれにも該当し、かつ、当該使用が子育て支援環境活性化又は子育て日本一掛川に寄与すると認めるときは「移動式赤ちゃんの駅」使用承認書（様式第3号）により移動式赤ちゃんの駅の使用を承認するものとする。

- (1) 市内で行うイベントを主催する団体であること。
- (2) 乳幼児を連れた保護者が参加できるイベントであること。
- (3) 法令又は公序良俗に反しない団体又はイベントであること。
- (4) 特定の政治家その他個人、政党又は宗教団体の支援を目的としない団体及びイベントであること。

2 市長は、使用を承認しないときは、「移動式赤ちゃんの駅」使用不承認通知書（様式第4号）により所管部署を経由して（所管部署がない場合にあつては、直接）通知をするものとする。

3 市長は、第1項の承認をする場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(貸出方法)

第5条 前条第1項の承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、所管部署を経由して移動式赤ちゃんの駅を借り受け、かつ、返却するものとし、その手続は、所管部署が行うものとする。ただし、所管部署がない場合は、借受者自らが行うものとする。

2 複数の申込があった場合は、先着順とする。ただし、市が主催または共催の行事で利用する場合は、これを優先することができる。

3 移動式赤ちゃんの駅に係る備品の損傷その他貸出ができない状況が発生したときは、貸出を終了させることができる。

（貸出期間及び申込時間）

第6条 貸出期間は、1週間以内とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、これを延長することができる。

2 申込、借受及び返却の日時は、次の各号に掲げる日のいずれにも該当しない日の午前9時から午後5時までとし、それ以外については、市長と協議する。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（貸出料）

第7条 貸出料は、無料とする。

（損害賠償）

第8条 借受者は、自らの移動式赤ちゃんの駅の使用を原因とした破損又は汚損が発生したときは、当該修繕等に要する費用の全部を負担しなければならない。

（管理者の責任）

第9条 市長は、移動式赤ちゃんの駅の使用により借受者、使用者及びイベント参加者が被害を被った場合又は使用者が第三者に与えた場合、一切その責めを負わない。

（借受者の義務）

第10条 借受者は、移動式赤ちゃんの駅を第三者に転貸してはならない。

2 借受者は、移動式赤ちゃんの駅の使用について、別に定める注意事項を遵守して取扱わなければならない。

3 市長は、借受者がこの要綱の規定に違反したときその他市長が不相当と認めたときは、第4条第1項の承認を取消することができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年9月8日から施行する。

「移動式赤ちゃんの駅」使用承認申請書

（あて先）掛川市長

年 月 日

「移動式赤ちゃんの駅」を次のとおり使用したいので、申請します。
 なお、使用に当たっては、掛川市「移動式赤ちゃんの駅」貸出要綱に定める規定を遵守します。

住所（〒 - ）		
氏名、企業・団体等の名称		使用責任者
担当者氏名	電話	FAX
	Eメール	

使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用目的	
使用場所	
その他	

本申請にあたり、以下について誓約します。

- 1 本申込書その他提出書類の内容は、すべて事実と相違ありません。
- 2 その他定めのない事項については、掛川市の指示に従います。

添付書類（必要に応じて別に添付） イベント等の内容がわかるもの

所管課	課 係（担当： ）
-----	----------------

掛川市記入欄 ※記入しないでください

連絡先	回答日	可否
掛川市役所 課 係 〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1 電話：0537-21-	/	可 ・ 不可

「移動式赤ちゃんの駅」借受に係る誓約書

年 月 日

（あて先）掛川市長

（申請者）
住 所
氏 名
（名称及び代表者）
担当者
連絡先（電話）
（FAX）

「移動式赤ちゃんの駅」の借り受けにあたり、下記のことを誓約します。

なお、万一これに違反したとき、又は市長が必要と認めたときは、貸出条件の変更若しくは貸出承認の取消し又は損害賠償等について、市長の指示に従います。

記

- 1 掛川市「移動式赤ちゃんの駅」貸出要綱に定める規定を遵守します。
- 2 使用承認申請の審査結果について、一切異議を申し立てません。
- 3 移動式赤ちゃんの駅の使用により、破損又は汚損した場合、その修繕等に係る費用を全額負担します。
- 4 移動式赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った被害、又は使用者が第三者に与えた損害については、市は一切その責めを負わないことを承諾します。
- 5 移動式赤ちゃんの駅を第三者に転貸しません。
- 6 飲酒を伴う親睦主体の行事には使用しません。
- 7 移動式赤ちゃんの駅の返却前に清掃等を行い、借用前の状態に戻します。
- 8 移動式赤ちゃんの駅の借用前及び借用後は、市の担当者とともに備品の状態を確認します。
- 9 雨天の場合、著しく設置場所が汚れている場合などは使用しません。
- 10 移動式赤ちゃんの駅使用後は、使用内容及び写真を添付した報告書を提出します。

第 号
年 月 日

様

掛川市長

「移動式赤ちゃんの駅」使用承認書

年 月 日付けで申請のあった「移動式赤ちゃんの駅」使用（変更）について、次のとおり承認したので、貸出要綱第4条第1項の規定により承認します。

承認年月日	年 月 日
承認番号	
承認期間	

第 号
年 月 日

様

掛川市長



「移動式赤ちゃんの駅」使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった「移動式赤ちゃんの駅」使用については、次の理由により不承認としましたので、貸出要綱第4条第2項の規定により通知します。

不承認の理由